

[資料 2]

【放課後児童支援員等研修事業実施要綱「I-3-(6)科目の一部免除」について】

都道府県は、既に取得している資格等に依りて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第 10 条第 3 項第 1 号に規定する保育士の資格を有する者

「2-④子どもの発達理解」「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

「2-⑥障害のある子どもの理解」「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第 10 条第 3 項第 2 号に規定する社会福祉士の資格を有する者

「2-⑥障害のある子どもの理解」「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第 10 条第 3 項第 4 号に規定する教諭となる資格を有する者

「2-④子どもの発達理解」「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

【上記科目一部免除資格等詳細】

※研修の免除規定ですので、資格のある方が免除科目を受講することは可能です。最新の研究成果を学ぶためにも可能な限り受講してください。

※上記資格等は更新されてなくとも、研修科目一部免除の対象となります。

※基準第 10 条第 3 項各号については必ず受講決定通知書にて確認してください。

○その他の免除

※前年度の放課後児童支援員認定資格一部科目修了証のある方は、受講申込書と共に放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証も提出してください。（受講科目について、研修科目を免除することができます）